

川崎市指令環廃 第1389号

許可番号 第05750009861号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県横浜市港北区篠原町2868番地

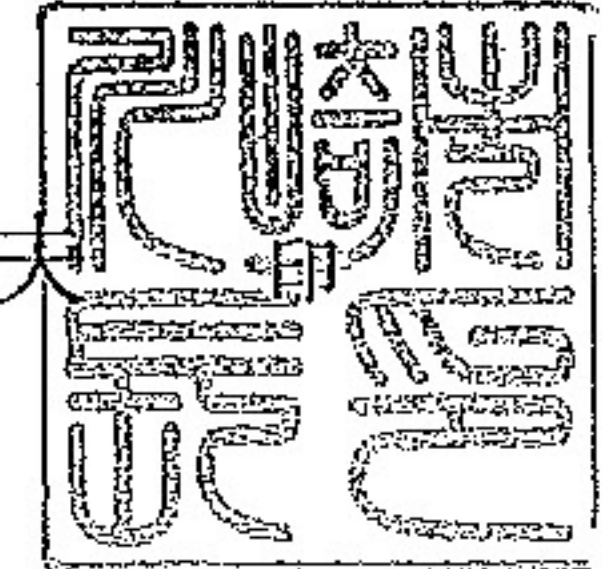
氏 名 株式会社 春秋商事

代表取締役 堂 蘭 紀栄之 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

平成21年11月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫



許 可 の 年 月 日

平成21年12月1日

許 可 の 有 効 期 限

平成26年11月30日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

積替え又は保管を除く

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、

イ 廃酸（水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る。）、

ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。）、

エ 特定有害産業廃棄物（廃石綿等に限る。）

以上4種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

平成21年12月1日 更新許可

5 許可の申請がされた日における規則第10条の12第2項の規定により準用する規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には当該審査請求に係る裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。